

諮問第107号

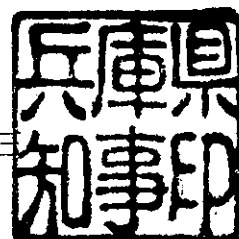
兵庫県環境審議会

「新兵庫県環境基本計画」見直しの基本的な事項について（諮問）

環境の保全と創造に関する条例第6条第1項の規定に基づいて策定した、「新兵庫県環境基本計画」の見直しを行いたいので、同条第3項の規定によりその基本的な事項について諮問します。

平成19年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏三



〔諮問理由〕

環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「新兵庫県環境基本計画」の策定から5年が経過したが、この間、地球温暖化の影響が明らかにされる等、将来を見据えた一層の対策が求められている。

現計画では、社会経済情勢や環境問題の変化などに適切に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うこととされていることを踏まえ、環境学習・教育による人づくりと元気な地域づくり、参画と協働による意識・行動の変革、環境と経済の好循環、将来世代へ継承する持続可能な地域社会などを環境施策の指針として明確にする必要があることから、その基本的な事項について意見を求めるものである。